

各 有 料 老 人 ホ ー ム }  
各サービス付き高齢者向け住宅 } 設置者 様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長

### 消費税の軽減税率制度導入に向けた対応について

このことについて、厚生労働省及び国土交通省関係課の連名で別添のとおり有料老人ホームにおいて提供される一定の要件を満たす食事に対して軽減税率が適用される旨事務連絡がありました。

つきましては、下記に御留意のうえ、適切に御対応くださるようお願いいたします。

#### 記

#### 1 必要な対応例

- ・ 各事業所が提供している食事に対する軽減税率の適用の確認
- ・ 入居者への周知
- ・ 会計ソフト等を利用して会計処理を行っている場合、当該ソフトの対応状況の確認

#### 2 参考資料

##### ① よくわかる消費税軽減税率制度【国税庁】

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0018006-112.pdf>

##### ② 別紙1 消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）※特に問60、問63

【国税庁消費税軽減税率制度対応室】

##### ③ 別紙2 有料老人ホーム等における制度の概要と関係法令【高齢者住まい事業者団体連合会】

##### ④ 別紙3 高齢者向け住まいにおける飲食料品提供に関する消費税の軽減税率に関するQ&A

【高齢者住まい事業者団体連合会】

#### 3 軽減税率制度に関する問合せ先

- ・ 消費税軽減税率電話相談センター（TEL：0570-030-456）
- ・ 最寄りの税務署

#### 4 消費税軽減税率説明会の開催

軽減税率の適用に伴い、消費税軽減税率説明会が仙台市で開催されることとなりました。詳細は別添資料でご確認ください。

日 程：平成 30 年 12 月 26 日（水）14：00～16：00

会 場：TKP ガーデンシティ仙台 13 階ホール 13B

事務局：日本福祉大学社会福祉総合研修センター

#### 5 その他

上記内容は当県のホームページに掲載していますので、御覧ください。

岩手県公式ホームページ>暮らし・環境>福祉>介護福祉>有料老人ホーム>有料老人ホーム関係通知

担当 介護福祉担当 石塚 電話 019-629-5441（直通） FAX 019-629-5444
--